

紀の川以北地域の事業者の皆様へ

六十谷水管橋破損に伴う助成金

問 企業局コールセンター ☎ 435-1353

令和3年10月3日に発生した六十谷水管橋破損により紀の川以北地域で生じた断水等の影響を受け、売上げの減少等があった事業者の方に対して、助成金の申請受付を行っています。

- 対象/紀の川以北地域に事業所(店舗)のある法人又は個人事業主の方で、和歌山市企業局が供給する水道水を使用しており、10月3日に発生した断水の影響により、休業その他の理由で売上げが減少した方及び通常営業ができず廃棄した食材があった方。

助成額 = 売上減少額 ※1 × 助成率 + 廃棄食材仕入原価 ※2 - 水道料金減免額

- ・売上減少額 = 令和2年10月の売上高 ※3 - 令和3年10月の売上高
- ・助成率 = (給与賃金(正社員分)・減価償却費・地代家賃・水道光熱費(50%)・専従者給与・営業利益の合計) / 売上高
- ※1 ※2 … 売上減少額、廃棄食材仕入原価には日数による上限を設けています。
- ※3 … 新規事業者等で令和2年10月の売上高がない場合など、特殊事情がある場合は、令和3年7~9月の3か月の売上高の平均額になります。

- 申請期日/1月31日(日)

- 申請方法/必要書類を「和歌山市企業局 経営管理部」宛に原則郵送で
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での申請にご協力ください。

- 申請書類/助成金交付申請書、売上減少額・助成率等が確認できる確定申告書等の本人控えのコピー、その他必要な書類

※封筒の表には「助成金交付申請書在中」と記載ください。

※申請書類は市企業局ホームページ、企業総務課(市役所13階)、河西・河北・北コミュニティセンター、紀の川以北の支所・連絡所で配布しています。

※詳細は「和歌山市企業局六十谷水管橋破損に伴う助成金交付要領」をご覧ください。

詳細・申請書等のダウンロードはこちらから



和歌山市民憲章 (昭和41年11月3日制定)

自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

今月の題字、私が制作しました



市立和歌山高等学校
デザイン表現科2年
石川 葵さん

明度を少し抑えめにした色を使い、上品で華のある正月をイメージしました。

広告 市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。広告主・広告内容は、市が推奨するものではありません。

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。